

機 械 ・ 電 氣 設 備 編

試 験 項 目 の 説 明

材料検査区分表の試験項目欄の説明は、下記のとおりである。

なお、外観構造、寸法及び材料等の確認は、通常の検査において必ず実施するので、試験項目には特に記入せず省略してある。

	試 験 項 目	内 容	例 示
1	材 料	素材の機械的性質、化学的性質等を確認する。	引張強度、焼入れ硬度、化学的成分
2	外 観 構 造	外観構造の良否を確認するもので、実装部品の確認を含む。	きず、変形、組立状況、塗装の良否等
3	寸 法	高さ、幅、深さ、内径等の主要部寸法及び取り合いを確認する。	外形寸法、基礎ボルト取付け寸法
4	荷 重	荷をかけ、けたなどの機械的強度を確認する。	クレーンの荷重試験等
5	た わ み	けた等の自重に対する変形を確認する。	クレーン、覆蓋板等のたわみ試験
6	耐 圧	所定の圧力状態において容器などの変形及び漏れを確認する。	圧力容器の耐圧、弁座の漏れ、配管の漏れ
7	溶 接	溶接部分の有害な欠陥のないことを確認する。	X線試験、カラーチェック、磁気探傷試験
8	特 性	機器の性質及び能力を確認する。	[特性A] :揚程、圧力、吐出量、出力、効率、騒音、振動、温度試験等 [特性B] :出力、速度、効率、騒音、振動試験等 [特性C] :無負荷、負荷、効率、電圧変動率、インピーダンス、騒音、振動、温度試験等
9	耐 電 圧	電気機器の絶縁性能を確認する。	絶縁抵抗測定、耐電圧試験等
10	機 構 動 作	手動、電動、インターロック機構等の動作状況を確認する。	

	試 験 項 目	内 容	例 示
11	シ ー ケ ン ス	手元、監視、単独、連動、自動等の動作状況及びインターロック、状態表示、故障表示等を確認する。	
12	動 作	機器を運転又は開閉させ、動作状況を確認する。	
13	運 転	機器を定格負荷において、長時間連続運転を行い、各部分の異常の有無を確認する。	ポンプ、内燃機関等のランニングテスト
14	開 放	特性、動作、運転試験などの実施後に機器を分解開放して、内部の状況を確認する。	接触状態、磨耗状態
15	漏 れ	上部開放状態において水を張り、漏れの有無を確認する。	ゲート、タンク等の水張試験
16	ラ イ ニ ン グ	ライニング部材の欠陥の有無を確認する。	ピンホール、硬度、膜厚
17	破 断	製品の引張り力に対する強さを確認する。	チェーンの破断試験等
18	通 気 量	水中における空気の吐出量及び噴出状態を確認する。	散気筒、筒の通気試験

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 省 略 量	試験項目	摘 要
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量						
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認					
水 沈 処 理 機 池 機 械 設 備	阻 水 扉	○				○		○		—	—	—	漏れ	・水協検査、鋼製ローラゲートを含む。
	油 圧 ユ ニ ッ ト	○		阻水扉用		○		○		—	—	—	特性A、動作、 耐圧	・DCポンプを用いた試験は、現 地据付け後に実施しても良い。 ・絶縁抵抗測定を行う。
	油 圧 操 作 盤	○		阻水扉用		○		○		—	—	—	特性B、動作、 耐圧	・試験用シリンダを使用しての試 験でも良い。 ・DCポンプを用いた試験は、現 地据付け後に実施しても良い。 ・絶縁抵抗測定を行う。
	油 圧 シ リ ン ダ	○		阻水扉用		○		○		—	—	—	動作、耐圧、 漏れ	・DCポンプを用いた試験は、現 地据付け後に実施しても良い。
	阻 水 扉 用 電 動 駆 動 装 置		○				○		○	—	—	—	—	
	スクリー式かき寄せ機	○			○			○		全数	1	—	特性B、動作	・揚砂装置、沈砂、しきスク リューコンベヤを含む。
	ノズル式集砂装置		○				○		○	—	—	—	—	
	ジ ェ ッ ト ポ ン プ	○				○		○		—	—	—	特性A、動作	
	加 圧 水 ポ ン プ	○		75kW以上		○		○		—	—	—	特性A、動作	
			○	75kW未満			○		○	—	—	—	—	
	前 ス ク リ ー ン		○					○		○	—	—	—	—

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 数 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 略 量	試験項目	摘 要		
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量								
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認							
水 処 理 機 池 設 備	沈 砂	自 動 ス ク リ ー ン	○			○			○		全数	1	－	特性B、動作	・据付け状態に工場で仮組をし検査する。 ・ケーシングのみの仮組みは認めない。 ・水路 高さ5m以上は、スクリーンを短縮できる。	
		沈 砂 分 離 機	○		スクリューコンベヤ型、特殊品	○			○		全数	1	－	特性B、動作	・水張り試験を実施する。 ・スクリューコンベヤ型、特殊品以外は照合とする。	
		洗 砂 機	○		スクリューコンベヤ型、特殊品	○			○		全数	1	－	特性B、動作	・水張り試験を実施する。 ・スクリューコンベヤ型、特殊品以外は照合とする。	
	機 池 設 備	液 体 サ イ ク ロ ン		○				○		○	－	－	－	－		
		し さ 洗 浄 機	○					○		○	－	－	－	特性B、動作	・水張り試験を実施する。	
		し さ 脱 水 機	○					○		○	－	－	－	特性B、動作		
		破 砕 機	○					○		○	－	－	－	特性B、動作		
		し さ 分 離 機	○					○		○	－	－	－	特性B、動作	・水張り試験を実施する。	
		ベ ル ト コ ン ベ ヤ		○					○		○	－	－	－	－	
		フ ラ イ ト コ ン ベ ヤ	○					○		○	－	－	－	特性B、動作		
ホ ッ パ	○				○			○	全数	1	－	特性B、動作	・鋼製架台を有するものはこの上に据付け、特性、動作確認を行う。			

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 数 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 略 量	試験項目	摘 要		
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量								
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認							
水 処 理 機 械 設 備	汚 水 ポ ン プ	○		吸込口径 Φ300以上	○			○		全数	1	—	特性A、運転	・「現地搬入用の電動機」での試験 を実施する。ただし、製作工場内 に試験用電動機がある場合は代替 を認める。 ・ポンプ用歯車減速機を使用する 場合は、ポンプとの組み合わせ試験 を実施する。ただし、歯車減速 機単体の場合は照合とする。		
			○	吸込口径 Φ300未満				○		○	—	—	—		—	
	雨 水 ポ ン プ	○			○				○		全数	1	—	特性A、運転	・汚水ポンプの摘要に準じる。 ・先行待機の全水位運転を実施する。	
	排 水 ポ ン プ	○		吸込口径 Φ300以上				○		—	—	—	特性A、運転	・水中ポンプの場合は吐出口径と する。 ・水中ポンプは絶縁抵抗測定を行 う。		
			○	吸込口径 Φ300未満					○		—	—	—		—	
	給 水 ポ ン プ	○		吸込口径 Φ300以上					○		—	—	—	特性A、運転	・水中ポンプの場合は吐出口径と する。 ・水中ポンプは絶縁抵抗測定を行 う。	
			○	吸込口径 Φ300未満						○		—	—	—		—
	電 動 機	○		高圧500kW 以上	○					○		全数	1	—	特性C、耐電圧	・巻線替えは、電気設備を参照の こと。 ・巻線替えは、電気設備を参照の こと。
			○	高圧500kW 未満							○		—	—	—	
	金 属 抵 抗 器	○									○		—	—	—	—
液 体 抵 抗 器	○									○		—	—	—	—	

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 数 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 数 量	試験項目	摘 要	
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量							
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認						
水 処 理 機 械 設 備	ディーゼル機関	○		500kW以上	○			○		全数	1	－	特性B、運転		
		○		500kW未満		○		○		－	－	－	特性B、運転		
	ガスタービン	○		500kW以上	○			○		全数	1	－	特性B、運転		
		○		500kW未満		○		○		－	－	－	特性B、運転		
	内燃機関用消音器		○					○		○	－	－	－	－	
	チェーンフライント式汚泥かき寄せ機		○					○		○	－	－	－	－	
	汚泥ポンプ	○		フライホイール付ポンプ 吸込口径 Φ200以上	○				○		全数	1	－	特性A、運転	・送泥ポンプを対象とする。
		○		吸込口径 Φ300以上		○			○		－	－	－	特性A、運転	
			○	吸込口径 Φ300未満				○		○	－	－	－	－	
	スカム除去装置	○		特殊品		○			○		－	－	－	特性B、動作	・特殊品とは、パイプスキマ以外の除去装置のこと。
			○	上記を除く				○		○	－	－	－	－	
	スカム分離機	○					○			○		－	－	－	特性B、動作

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 数 験 対 象 量	試 験 数 量	試 限 験 度 省 数 略 量	試験項目	摘 要	
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量							
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認						
水 処 理 機 械 設 備	沈 殿 池 制 水 扉	○		呑口寸法 1.0㎡以上		○		○		—	—	—	—	・水協検査、鋼製ゲート及び可動 せきを含む。 ・特殊品を除く。	
			○	呑口寸法 1.0㎡未満			○		○	—	—	—	—	・水協検査、鋼製ゲート及び可動 せきを含む。 ・特殊品を除く。	
	散 気 用 ブ ロ ヲ	○		350m ³ / min 以上	○			○		全数	1	—	特性 A、運転	・「現地搬入用の電動機」での試験 を実施する。ただし、製作工場内に 試験用電動機がある場合は代替を 認める。	
		○		350m ³ / min 未満		○		○		—	—	—	特性 A、運転		
	散 気 設 備	○		高密度配置型散 気板	○			○		指示	指示	2000個	通気量、荷重、 たわみ	・試験数量は下記とするが、特記 を優先する。 ・寸法・反り1/200・通気量1/100 ・載荷5枚・発泡10枚・破壊2枚	
		○		高密度配置型散 気板以外	○			○		指示	指示	100㎡	通気量		
	槽 バ ッ フ ル プ レ ー ト		○					○		○	—	—	—	—	
	機 械 式 攪 拌 機	○				○			○		全数	類似 仕様 品は 一部 試験 省略	—	特性 B、運転	・絶縁抵抗測定、酸素移動効率試験 を行う。 ・水中ミキサーは確認検査とする。 ・類似仕様品の場合、代表機器を 除き、社内検査の試験成績表などの 書類をもって試験に代えることが できる。

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 略 量	試験項目	摘 要				
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量										
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認									
水 処 理 機 械 設 備 汚 泥 処 理 機 械 設 備	生物反応槽設備	エ	ア	フ	ィ	ル	タ			○		○	－	－	－	－		
	風量制御装置									○		○	－	－	－	－		
	潤滑油装置									○		○	－	－	－	－		
	高度処理設備	ル	ー	ツ	ブ	ロ	ワ				○		○	－	－	－	－	
	ろ材										○		○	－	－	－	－	
	汚泥かき寄せ機										○		○	－	－	－	－	
	汚泥かき取り機										○		○	－	－	－	－	
	濃縮機										○			全数	1	－	特性B、運転	
	遠心濃縮機											○		－	－	－	特性B、運転	
	ベルト型濃縮機										○			－	－	－	特性B、運転	
	造粒濃縮機											○		－	－	－	－	
	汚泥消化設備	加	温	用	ボ	イ	ラ					○		－	－	－	耐圧、漏れ、溶接	・労働基準監督署の検査・承認を受けたボイラに適用する。
	二重管式熱交換器										○			全数	1	－	耐圧、漏れ、溶接	

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 数 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 略 量	試験項目	摘 要		
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量								
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認							
汚 泥 消 化 設 理 機 械 水 設 備	汚 泥	脱 硫 器		○				○		○	—	—	—	—		
	泥	ガ ス タ ン ク 類		○				○		○	—	—	—	—		
	消 化	ガ ス 用 送 風 機	○		500万以上	○			○		全数	1	—	特性A、運転	・吐出量(m³/min)×圧力(Pa)が500万 以上のもの	
			○		500万未満		○		○		—	—	—	特性A、運転		
	設	ガ ス 圧 縮 機	○				○		○		—	—	—	特性A、運転		
	理	各 種 ガ ス 制 御 弁		○				○		○	—	—	—	—		
	機	汚 泥	遠 心 脱 水 機	○		20m³/H以上	○			○		全数	1	—	特性B、運転	
				○		20m³/H未満		○		○		—	—	—	特性B、運転	
	械	脱 水	ケ ー キ 圧 送 ポ ン プ	○		ダブルピストン型	○			○		全数	1	—	特性A、運転	
				○		ダブルピストン型以外		○		○		—	—	—	特性A、運転	
	水 設	ベ ル ト ウ エ ア		○				○		○	—	—	—	—		
	設	ス ク リ ュ ー コ ン ベ ヤ	○			○			○		全数	1	—	特性B、動作	・ケーキ貯留槽下部切出し装置を 含む。	
	備	ト ラ ッ ク ス ケ ール		○				○		○	—	—	—	—		

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 略 量	試験項目	摘 要		
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量								
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認							
汚 泥 処 理 機 械 設 備	流 動 層 炉		○				○		○	－	－	－	－			
	各 種 バ ー ナ		○				○		○	－	－	－	－			
	誘 引 フ ァ ン	○			○			○		全数	1	－	特性A、運転			
	白 煙 防 止 フ ァ ン	○		500万以上	○			○		全数	1	－	特性A、運転	・ 吐出量(m ³ /min)×圧力(Pa)が500 万以上のもの		
		○		500万未満		○		○		－	－	－	特性A、運転			
	流 動 用 ブ ロ ア	○		500万以上	○			○		全数	1	－	特性A、運転	・ 吐出量(m ³ /min)×圧力(Pa)が500 万以上のもの		
		○		500万未満		○		○		－	－	－	特性A、運転			
	熱 交 換 器	○		プレート式を除く	○			○		全数	1	－	耐圧、漏れ、 溶接	・ 液体用も含む。		
			○	プレート式				○		○	－	－	－	－		
	乾 燥 機	○				○			○		全数	1	－	耐圧、漏れ、 動作		
	ス ク ラ バ ・ 吸 収 塔		○						○		○	－	－	－	－	
	冷 却 塔		○						○		○	－	－	－	－	

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 度 省 略 量	試験項目	摘 要		
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量								
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認							
汚 泥 処 理 機 械 設 備	汚 泥	集 塵 装 置		○	焼却排ガス用			○		○	－	－	－	－	・集塵装置（焼却排ガス用）とは、バグフィルタ、セラミックフィルタ、サイクロン、電気集塵機のこと	
	泥	灰 ホ ッ パ		○				○		○	－	－	－	－		
	焼	炉 内 用 断 熱 材		○				○		○	－	－	－	－		
		鋼 製 煙 突		○					○		○	－	－	－	－	
		ケ ー キ 貯 留 槽 類		○					○		○	－	－	－	－	
	機	排 煙 処 理 塔		○					○		○	－	－	－	－	
		フ ロ ー コ ン ベ ヤ		○							○	－	－	－	－	
		設 備	熱 回 収 ボ イ ラ	○				○			○	全数	1	－	耐圧、漏れ、溶接	・経済産業省発電用火力技術基準に準拠するものは、刻印をもって検査に代える。
	蒸 気 タ ー ビ ン		○					○			○	全数	1	－	特性B、運転	・経済産業省発電用火力技術基準に準拠するものは、刻印をもって検査に代える。

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 限 度 省 略 量	試験項目	摘 要		
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量								
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認							
共通材料	脱臭設備	脱臭塔		○				○		○	－	－	－	－		
		活性炭		○				○		○	－	－	－	－		
		生物脱臭坦体		○				○		○	－	－	－	－		
		脱臭ファン		○				○		○	－	－	－			
		エアフィルター		○				○		○	－	－	－	－		
		ミストセパレータ		○				○		○	－	－	－	－		
	備減菌・薬注設備	オゾン発生器	○		脱臭用		○		○		－	－	－	特性B		
		注入ポンプ		○				○		○	－	－	－	－		
		UV減菌装置	○				○		○		－	－	－	特性C、動作		
		オゾン発生器	○		脱臭用を除く	○			○		全数	1	－	特性B		
		薬品用槽類		○				○		○	－	－	－	－		
		減菌・薬注設備	攪拌機	○		空転可能型及び ゴムライニング 施工のもの		○		○		－	－	－	特性B、運転	・汚泥用を含む。
					○	上記を除く			○		○	－	－	－	－	

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 対 象 量	試 験 数 量	試 験 省 略 量	試験項目	摘 要
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量						
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認					
共通 役 設 備 空 気 源 設 備 ろ 過 設 料	滅菌・薬注設備荷													
	粉 体 用 フ ィ ー ダ		○				○		○	－	－	－	－	
	粉 粒 用 サ イ ロ		○				○		○	－	－	－	－	
	バ グ フ ィ ル タ		○	薬品ほか粉体用			○		○	－	－	－	－	
	天 井 ク レ ー ン	○		1 0 t 以上	○			○		全数	1	－	特性B、動作、荷重、たわみ	
		○		1 0 t 未満		○		○		－	－	－	特性B、動作、荷重、たわみ	
	チ ェ ー ン ブ ロ ッ ク		○				○		○	－	－	－	－	
	電 動 ホ イ ス ト		○				○		○	－	－	－	－	・ 電動チェーンブロックを含む。
	空 気 圧 縮 機		○				○		○	－	－	－	－	
	空 気 除 湿 装 置		○				○		○	－	－	－	－	
	空 気 源 タ ン ク		○				○		○	－	－	－	－	
	急 速 ろ 過 器		○				○		○	－	－	－	－	
	マ イ ク ロ ス ト レ ー ナ		○				○		○	－	－	－	－	
	回 転 式 ス ト レ ー ナ		○				○		○	－	－	－	－	

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法				試 数 験 対 象 量	試 験 数 量	試 限 験 度 省 数 略 量	試験項目	摘 要							
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量												
					試 験	照 合	確 認	検 量						確 認						
共通材料	鋼 管 類		○				○		○	－	－	－	－	・ライニング管を含む。						
	ダ ク タ イ ル 鋳 鉄 管	○					○		○	－	－	－	協会認定試験に準じる。	・協会認定適用資機材以外のもの						
				○				○		○	－	－	－	－	・協会認定適用資機材のもの					
	非 鉄 管 類		○					○		○	－	－	－	－						
	配 管 用 継 手 類		○						○	－	－	－	－							
	可 と う 管（伸縮管）	○		Φ600以上				○		○	－	－	－	漏れ、耐圧、 偏心、伸縮	・Φ600以上で偏心量が200mmを越えるもの					
				○	Φ600未満					○		○	－	－	－					
	仕 切 り 弁 類		○						○		○	－	－	－	－	・電動弁（Φ600以上）を除く。				
	逆 止 弁		○							○		○	－	－	－	－				
	バ タ フ ラ イ 弁		○								○		○	－	－	－	・電動弁（Φ600以上）を除く。			
フ ラ ッ プ 弁		○									○		○	－	－	－	－			
管弁類・その他	燃 料 タ ン ク 類		○									○		○	－	－	－	－		
	軸 及 び 軸 受		○											○		○	－	－	－	－

機 械 設 備

材 料 区 分	品 名	執行区分			検査等の方法					試 験 数 量	試 験 数 量	試 験 度 省 略 量	試験項目	摘 要
		検 査 員	監 督 員	適用範囲	品質			数量						
					試 験	照 合	確 認	検 量	確 認					
共通材料	チェーン類		○				○		○	－	－	－	－	
	スプロケットホイール		○				○		○	－	－	－	－	
	角 落 し		○				○		○	－	－	－	－	・ 鋼製角落し：水門鉄管技術基準 準拠 ・ 合成木材：土木工事標準仕様書
	・ 機 器 架 台 等		○				○		○	－	－	－	－	
	各 種 加 工 品		○				○		○	－	－	－	－	
	覆 蓋 板	○		特殊品			○		○	指示	指示	－	荷重、材料、 たわみ	・ 特殊品とは、電動あるいは油圧 開閉装置付きのもの、載荷荷重 3,530N/㎡を超えるものをいう。
			○	上記を除く				○		○	－	－	－	－
新製品及び特殊品		○							○	指示	指示	－	試験項目は協議 による。	

(注1) 表の品名に該当しないものは、類似の品名の内容を適用する。

(注2) 試験項目は、検査員が検査を行う項目を表し、社内検査は、その品質確保の判定に必要な内容を全数について実施する。
ただし、照合検査においては、社内検査で行う項目を表す。

(注3) 試験が必要な機器であっても、同一工事、同一仕様で同一の工場で同じ年度に検査を行う材料は、検査員と協議の上、
2回目以降の検査を照合とすることができる。

電 気 設 備

材料区分		品名	執行区分			検査等の方法					試験対象数量	試験数量	試験省略数量	試験項目	摘要		
			検査員	監督員	適用範囲	品質			数量								
						試験	照合	確認	検量	確認							
電源システム	受変電・配電設備	ガス絶縁開閉装置	○			○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	機構動作、耐圧、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。ただし、複数の機器にまたがるインターロック試験等は実施する。	
		特別高圧配電盤	○		20 k V 設備	○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	機構動作、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。ただし、複数の盤にまたがるインターロック試験等は実施する。	
	高圧配電盤	高圧配電盤	○		高圧VVVF装置含む。	○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	機構動作、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。ただし、複数の盤にまたがるインターロック試験等は実施する。	
		変圧器収納盤 コンデンサ収納盤	○							○		—	—	—	—		
		高圧バスダクト		○						○	○	—	—	—	—		
		特別高圧変圧器	○							○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	特性C、耐電圧	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。	

電 気 設 備

材料区分		品名	執行区分			検査等の方法					試験対象量	試験数量	試験省略	試験項目	摘要		
			検査員	監督員	適用範囲	品質			数量								
						試験	照合	確認	検量	確認							
電源システム	受変電・配電設備	高圧変圧器	高圧変圧器 (2000kVAを超える)	○			○			○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	特性C、耐電圧	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。	
			高圧変圧器 (2000kVA以下)	○				○		○		—	—	—	—		
	電力用コンデンサ	コンデンサ		○					○		○	—	—	—	—		
		リアクトル		○					○		○	—	—	—	—		
	配電盤	低圧主幹盤		○		所内変圧器二次主幹盤 (1200AF以上)	○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	機構動作、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。ただし、複数の盤にまたがるインターロック試験等は実施する。
				○		上記以外					○		○		—	—	—
		コントロールセンタ盤	○							○		○		—	—	—	—

電 気 設 備

材 料 区 分		品 名	執行区分			検査等の方法						試験 対象 量	試験 数量	試験 限度 省略 数量	試験項目	摘 要		
			検査 員	監督 員	適用範囲	品質			数量									
						試験	照 合	確 認	検 量	確 認								
電 源 シ ス テ ム	受変電・配電設備	配電盤	動力制御盤	○		VVVF装置(自立型)含む。	○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	機構動作、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。ただし、複数の盤にまたがるインターロック試験等は実施する。	
			電源分電盤	○					○		○		—	—	—	—		
			照明分電盤	○					○		○		—	—	—	—		
			作業電源盤	○					○		○		—	—	—	—		
			接地端子箱		○					○		○	—	—	—	—		
			低圧バスダクト		○					○		○	—	—	—	—		

電 気 設 備

材 料 区 分		品 名	執行区分			検査等の方法					試験 対象 数 量	試験 数量	試験 限度 省略 数量	試験項目	摘 要	
			検査 員	監督 員	適用範囲	品質			数量							
						試験	照 合	確 認	検 量	確 認						
電 源 シ ス テ ム	非常用電源設備	ディーゼル機関	○		500 k W以上	○				○		全数	類似 仕様 品は 一部 試験 省略	－	特性B	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
			○		500 k W未満			○			○		－	－	－	－
		ガスタービン	○		500 k W以上	○				○		全数	類似 仕様 品は 一部 試験 省略	－	特性B	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
			○		500 k W未満			○			○		－	－	－	－
		発電機	○		高圧500 k W以上	○				○		全数	類似 仕様 品は 一部 試験 省略	－	特性C、耐電圧	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
			○		低圧及び高圧500 k W未満			○			○		－	－	－	－

電 気 設 備

材料区分		品名		執行区分		検査等の方法					試験対象量	試験数量	試験省略量	試験項目	摘要			
						検査員	監督員	適用範囲	品質							数量		
									試験	照合						確認	検量	確認
電源システム	非常用電源設備	無停電電源設備	直流電源設備	○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	特性C、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。			
			無停電電源設備	○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	特性C、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。 ・小型UPSは除く。			
			蓄電池及び収納盤		○				○	—	—	—	—	—				
			小型UPS		○				○	—	—	—	—	—				
	電源設備	電力貯蔵設備	電力貯蔵電池交直制変換御盤	○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	特性C、耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。				
			電力貯蔵電池交直変換器	○				○										
			電力貯蔵電池	○			○	○	—	—	—	—						
		太陽光設備	PCS	○		特殊品		○		○	—	—	—	—	・一般的流通品以外のもの			
					○		上記以外			○	○	—	—	—				
			パネル		○				○	○	—	—	—	—				
			付属品類		○				○	○	—	—	—	—				

電 氣 設 備

材料区分		品 名		執行区分			検査等の方法					試験対象量	試験数量	試験省略	限度数量	試験項目	摘 要	
				検査員	監督員	適用範囲	品質			数量								
							試験	照合	確認	検量	確認							
監視システム	監視制御設備	L C D監視制御装置	L C D監視制御操作卓	○			○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。 ・小規模監視制御装置にも適用する。 ・H/Wのみの場合は照合とする。
		L C D監視制御装置	L C D監視制御コントローラ盤	○			○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
	大型ディスプレイ装置		○				○				—	—	—	—				
	ミニグラ監視制御装置	ミニグラ監視制御装置	ミニグラ監視制御操作卓	○			○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
		ミニグラ監視制御装置	ミニグラ監視制御コントローラ盤	○			○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
	計装盤		○				○					○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
	工業計器収納盤		○					○					○		—	—	—	—

電 気 設 備

材料区分		品名		執行区分			検査等の方法					試験対象量	試験数量	試験限度数量	試験項目	摘要
				検査員	監督員	適用範囲	品質			数量						
							試験	照合	確認	検量	確認					
監視システム	監視制御設備	工業用テレビ装置	I T V制御装置		○				○		○	－	－	－	－	
			I T Vカメラ		○				○		○	－	－	－	－	
			I T Vモニタ		○				○		○	－	－	－	－	
	情報管理設備	情報管理装置	情報管理端末	○				○				全数	類似仕様品は一部試験省略	－	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。 ・H/Wのみの場合は照合とする。
			情報管理コントローラ盤	○				○				全数	類似仕様品は一部試験省略	－	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
	監視制御設備・情報管理設備		P C		○				○		○	－	－	－	－	
			プリンタ類		○				○		○	－	－	－	－	
			ハードコピー		○				○		○	－	－	－	－	
			HDD、FDD、MO		○				○		○	－	－	－	－	
			イメージスキャナ		○				○		○	－	－	－	－	
			X－Yプロッタ		○				○		○	－	－	－	－	

電 気 設 備

材料区分		品名	執行区分			検査等の方法					試験対象数量	試験数量	試験限度数量	試験項目	摘要	
			検査員	監督員	適用範囲	品質			数量							
						試験	照合	確認	検量	確認						
制御システム	運転制御設備	プロセスコントローラ盤	○			○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に替えることができる。
		シーケンサ盤	○			○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	—	シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に替えることができる。
		入出力装置盤	○				○			○		—	—	—	—	
		伝送制御装置盤	○				○			○		—	—	—	—	
		F E P 盤	○				○			○		—	—	—	—	

電 気 設 備

材料区分		品名	執行区分			検査等の方法					試験対象数量	試験数量	試験省略 限度数量	試験項目	摘要	
			検査員	監督員	適用範囲	品質			数量							
						試験	照合	確認	検量	確認						
制御システム	運転制御設備	補助継電器盤	○			○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	－	耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
		中継端子盤	○				○			○		－	－	－	－	
		変換器盤	○				○			○		－	－	－	－	
		現場監視盤	○			○				○		全数	類似仕様品は一部試験省略	－	耐電圧、シーケンス	・類似仕様品の場合、代表機器を除き、社内検査の試験成績表などの書類検査をもって試験に代えることができる。
		手元操作盤	○				○			○		－	－	－	－	
		成端箱		○				○		○		－	－	－		

電 気 設 備

材 料 区 分		品 名	執行区分			検査等の方法					試験 対象 数 量	試験 数量	試験 省略 数量	試験項目	摘 要
			検査 員	監督 員	適用範囲	品質			数量						
						試験	照合	確認	検量	確認					
計測システム	計測設備	流量計（電磁流量計）		○				○		○	－	－	－	－	
		流量計（パーシャルフリューム）		○				○		○	－	－	－	－	
		流量計（上記を除く）		○				○		○	－	－	－	－	
		水位計		○				○		○	－	－	－	－	
		濃度計		○				○		○	－	－	－	－	
		圧力計		○				○		○	－	－	－	－	
		DO計		○				○		○	－	－	－	－	
		MLSS計		○				○		○	－	－	－	－	
		分析計（HCL、O2、NOX等）		○				○		○	－	－	－	－	
		温度計		○				○		○	－	－	－	－	
		開度計		○				○		○	－	－	－	－	
		気象計（雨量、風速計等）		○				○		○	－	－	－	－	
		新製品、特殊品及び JIS規格外品	○					○		○	全数	類似仕様品は一部試験省略	－	試験項目は協議による。	・機能、性能が比較的単純で、規格品の要素もあり、納入実績があるものについては、当局との協議により照合にすることができる。

電 気 設 備

材 料 区 分		品 名		執行区分			検査等の方法					試験 対象 数 量	試験 数量	試験 限度 省略 数量	試験項目	摘 要
				検査 員	監督 員	適用範囲	品質			数量						
							試験	照 合	確認	検 量	確認					
その他	周辺設備	ケーブル・電線類	電力ケーブル		○				○		○	－	－	－		
			制御ケーブル		○				○		○	－	－	－	－	
			光ファイバーケーブル		○				○		○	－	－	－	－	
			電線類		○				○		○	－	－	－	－	
			特殊品		○				○		○	－	－	－	－	
	ケーブル保護材	ケーブルダクト		○				○		○	－	－	－	－		
		ケーブルラック		○				○		○	－	－	－	－		
		電線管類		○				○		○	－	－	－	－		
	接地装置				○				○		○	－	－	－	－	
	電動機・発電機巻線替え		○		高圧500 k W以上			○		○		－	－	－	－	
				○	低圧及び高圧500 k W未満				○		○	－	－	－	－	
	付属品類				○				○		○	－	－	－	－	
	新製品及び特殊品			○					○			指示	指示	－	試験項目は協議による。	

（注１）表の品名に該当しないものは、類似の品名の内容を適用する。

（注２）試験項目は、検査員が検査を行う項目を表し、社内検査は、その品質確保の判定に必要な内容を全数について実施する。